

中国における農村土地請負経営権の流通に関する事例

——代俊祥、代俊彬と羅昭秋の土地請負紛争事件

(土地請負経営権の下請け [転包])

四川省雅安市中級人民法院 (2005)

雅民終字第273号 (2005年10月25日)

『中国審判案例要覧 (2006年民事審判案例卷)』61～65頁

I 事 案

(一) 首 部

1 判決書記号

一審判決書：四川省榮經县人民法院 (2005) 榮民初字第208号。

二審判決書：四川省雅安市中級人民法院 (2005) 雅民終字第273号。

2 [案由]：土地請負紛争

3 訴訟当事者

原告 (上訴人)：代俊祥，男，1979年生まれ，漢族，四川省甘洛县人，農民，榮經県復順郷在住。

原告 (上訴人)：代俊彬，男，1982年生まれ，漢族，四川省甘洛县人，農民，住所同上。

一，二審委託代理人 (特別授權)：代俊忠 (代俊祥，代俊彬の兄)，男，1973年生まれ，漢族，四川甘洛県在住。

被告 (被上訴人)：羅昭秋，女，1943年生まれ，漢族，四川省榮經县人，農民，榮經県在住。

一，二審委託代理人：馮興輝 (羅昭秋の夫)，男，1945年生まれ，漢族，四川省榮經县人，退職幹部 [退休幹部]，住所同上。

4 審級：二審。

5 裁判機関と裁判組織

一審裁判所：四川省榮經县人民法院。

合議廷構成人員：裁判長：秦明文，裁判官：文芸，許和詳。

二審裁判所：四川省雅安市中級人民法院。

合議廷構成人員：裁判長：魏巍，裁判官：劉琮，李時友。

6 結審日時

一審結審日時：2005年9月8日。

二審結審日時：2005年10月25日。

（二）一審弁論での主張

1 原告代俊祥：1997年3月に原告に父と被告は，被告と家屋を購入するに際して，被告が被告の土地すべても付け加えて譲渡するようあわせて求めた。当時の村の〔支書〕が筆をとって売買契約及び土地譲渡合意書を書き，当事者双方は，この合意書に署名し指印を押した。その後，原告の父は，5000元の現金を支払った。1998年，新添村民委员会主任の手続きにより，2400元の戸籍転入費〔入戸費〕を納付し，2001年4月20日，榮經県公安局新添派出所が住民戸籍簿の手続きを行った。1998年，村で第二期土地請負証を発給した時には，村で政策を理解していなかったことにより請負証はいっこうに発給されなかった。被告は，昨年，今年〈2004年，2005年〉の2年における食糧直接補償金130元を強行的に取得した。1998年から今日に至るまで，農業税は，原告側が納付している。ここにおいて，裁判所が原告2人の父と被告が結んだ土地譲渡合意が有効であることを確認し，被告が原告の耕作権への侵害を停止し，春播き作物1季の損害を賠償し，食糧直接補償金300元の返還し，訴訟費用を負担するよう命ずることを請求する。

2 被告の弁論：まず，原告の父と結んだ土地下請け〔転包〕合意は，有効である。原告は，土地については譲渡合意であり，下請け〔転包〕合意ではないと考えているが，その合意は下請け〔転包〕合意でなければならず，白紙に黒字で明々白々を書いてあり，これを譲渡と考えることはできず，下請け〔転包〕と書いているということは下請け〔転包〕なのである。原告は譲渡だと考えているが，1997年から今まで関連する機関が認めてもいないし証書も発給されていない。食糧直接補償費に関しては，中央及び地方の政策に規定があり，原告は土地請負人ではなく，3年ずっと耕作しておらず，他人に耕作させているので，原告には取得する権利がないのである。土地下請け〔転包〕合意の中で土地を原告の父に耕作させると約定したが，もし原告に相続権があると考えらるなら，合意を全面的に履行しなければならない。

(三) 一審の事実と証拠

四川省榮經县人民法院は、審理を経て以下のことを明らかにした。1997年3月10日、羅昭秋と代俊祥、代俊彬の父である代盛貴は「家屋売買契約」を締結し、契約には以下のように明確に記載されていた。「原新添村八社の構成員である馮興輝は、瓦葺の家屋1軒4空き室を有しており、自由意思で甘洛県新市坝鎮二社の構成員である代盛貴に売却したい。東は鄭栄貴まで（壁柱共同）、南は鄭栄科まで（壁柱共同）、西は鄭六貴のトイレ前壁まで（壁柱共同）、北は前半部と井戸掘り小屋の軒から落ちる水を境とし、軒の前後を通路とすし、後半部と鄭栄拳（壁柱共同）で、四方の境界は明らかであり、別段それと異なるところはなく、双方で協議した価格は5000元ちょうどであり、当該家屋は歴史的慣習により前後にいずれも通路があり、相互の便益に供しているので、歴史的慣習を保護するものとし、契約成立前のこの家屋の一切の紛争と契約成立後の家屋買受人とは無関係であり、他人が干渉してはならず、ゆえに契約を根拠とする」。同日、羅昭秋と代盛貴は「土地下請け〔転包〕合意書」に署名したが、当該合意書には以下のように明確に記載されていた。「羅昭秋は、県の土地部に居住しており、耕作能力がなく、7人の土地すべてを代盛貴に耕作させたいと思っており、現段階の政策が変わらないという状況において、長期にわたり代盛貴が耕作するものとし、代盛貴と当該社の構成員が一切の義務を負う」。1997年3月10日、羅昭秋は代盛貴から家屋代金5000元の領収を確認した。2001年4月20日、榮經县公安局新添派出所は、代俊祥、代俊彬及び代盛貴の父子のために戸籍転入手続きを行った。1998年9月30日、榮經县人民政府は、羅昭秋のために「土地請負経営権証書」を発給した。代盛貴の死亡後、当該請負地は、代俊祥、代俊彬が耕作した。ここ3年、代俊祥、代俊彬は外へ出てアルバイトをしており、土地は他人に管理耕作させていたが、税務機関の登記上の納税者は代俊祥であった。2004年、2005年に、羅昭秋は食糧補償金130元を取得したが、これによって当事者双方に紛争が生じた。

上述の事実については、当事者双方の陳述、土地下請け〔転包〕合意、家屋売買契約、人口登記カード、家屋代金領収書、農業税納税通知書、納税証、土地請負経営権証書による証明があり、認定するに足りる。

(四) 一審の判決理由

四川省榮經县人民法院は、上述の事実及び証拠に基づき以下のように考える。「農村土地請負法」第37条〈第1項〉では以下のように規定する。「土地請

負経営権を下請負、賃貸、交換、譲渡その他の方式により流通させる場合、当事者双方は、書面による契約を締結しなければならない。譲渡方式で流通させるときは、注文側の同意を経なければならない。下請負、賃貸、交換その他の方式により流通させる場合は、注文側に届け出て記録に留めなければならない。」また、第41条では以下のように規定する。「請負側は、安定した農業以外の職業に従事し、または安定した収入源があるとき、注文側の同意を経て、土地請負経営権の全部または一部を農業生産・経営に従事する他の農家へ譲渡することができるが、その場合、当該農家が注文側と新たな請負関係を確立することとなり、原請負側と注文側の当該土地上の請負関係は終了するものとする。」「四川省農業請負契約管理条例」第20条では以下のように規定する。「請負期間内において、注文側の同意を経れば、請負側は、土地請負契約を第三者に譲渡し、書面での譲渡合意を締結することができる。土地請負契約が一度譲渡されると、原請負側が土地請負契約に基づいて注文側と確定した権利、義務関係は、直ちに消滅し、第三者が注文側に土地請負契約を履行する。」上述の規定から知りうることは、土地の下請け〔転包〕と譲渡の本質的な区別は、請負側と注文側において土地請負契約の権利義務関係が消滅するか否かにある。本案において、原告2人の父である代盛貴と被告羅昭秋が結んだ「土地下請け〔転包〕合意」は、タイトルの上では「土地下請け〔転包〕合意」であるが、内容の上では羅昭秋が7人の土地全部を代盛貴へ下請け〔転包〕に出し、代盛貴と当該社の構成員が一切の義務を負うというものである。推論を覆すに足る反証がないことのほか、名称の通りに意味を考えれば、原告2人の父である代盛貴と被告羅昭秋が結んだ「土地下請け〔転包〕合意」は、土地「下請け〔転包〕」行為であって、土地「譲渡」行為ではないのであり、被告の家屋を購入することに基づいて、土地を家屋購入の付加的条件としたのである。その父と被告が締結した「家屋売買契約」及び原告代俊祥が農業税を納付した領収書を提出したとしても、「土地下請け〔転包〕合意」が実は土地譲渡合意であったと証明するには足りず、第一に、「家屋売買契約」において家屋売買が土地譲渡を条件とするという内容を約定していないし、第二に、原告代俊祥が農業税を納付した領収書は、原告2人の父と注文側に新たな請負関係が確立したことを証明することはできないものであり、被告羅昭秋が注文側と請負関係を消滅させたことも証明できないのである。反対に、被告は1998年9月30日に榮經県人民政府が被告のために発給した「土地請負経営権証書」を提出して被告と注文側は土地請負関係にあり、双方の権利義務が消滅していないことを証明して

いる。上述したところから、原告 2 人の父である代盛貴と被告羅昭秋が結んだ「土地下請け〔転包〕合意」は「下請け〔転包〕」行為であって、「譲渡」行為ではないのである。ゆえに、土地譲渡行為の確認を要求する原告 2 人の主張は成立しえず、本院は支持しない。原告 2 人は、土地譲渡合意の確認に基づいて被告の耕作権侵害、春播き作物 1 季の損害 300 元の賠償を主張しているが、土地譲渡合意の確認が支持できないので、当該主張も本院は支持しない。原告 2 人が被告に食糧補償金 130 元の返還を求める請求は、「土地下請け〔転包〕合意書」に食糧補償金について特段の約定がないことから、注文側は土地請負側である被告羅昭秋にのみ責任を負うことができ、すわなちその食糧直接補償金が法により羅昭秋に給付されたことは正しいのであり、ゆえに原告 2 人の主張は成立しえず、本院は支持しない。

（五）一審の結論

四川省榮經县人民法院は、認定した事実に基づき、「中華人民共和國民事訴訟法」第 64 条、最高人民法院「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」第 2 条の規定により、以下のように判決する。

代俊祥、代俊彬の訴訟上の請求を棄却する。訴訟費用 500 元（原告がすでに納付）は、原告の負担とする。

（六）二審の状況

1 二審弁論での主張

判決の言い渡し後、原告代俊祥、代俊彬は不服として、本院に上訴を提起し、法により榮經县人民法院（2005）榮民初字第 208 号判決の破棄し、あわせて原告のすでに死亡した父と被告が 1997 年 3 月 10 日に結んだ「土地下請け〔転包〕合意書」は「土地譲渡合意」として有効であると自判し、原告の土地耕作使用権の侵害を停止するよう被告に命じ、春播き作物 1 季の損害 300 元を賠償し、直接補償金 130 元を返還することを二審法院に請求した。

上訴人代俊祥、代俊彬の訴え：（1）2001 年以前の農業税の領収書の宛名は代俊祥であるので、被告の一切の義務が消滅しており、国の農民の種子・食糧についての食糧直接補償金の受領者の名義はすでに代俊祥であったので、これにより注文側の村民委員会は、すでに原告を認めていたのであり、国の関連規定では土地請負人が納税者であるとされているだけで、法人の名義は譲渡されておらず、納税者の名義をさらに変更することはできず、納税通知書について

は、農業税納付証の領収書の名義が代俊祥であることによって原告がすでに新たな請負関係を確立したことを村民委員会が認めていると言い得るもので、もし新たな請負関係が確立していないのなら、納税者の名義がなぜ代俊祥なのだろうか。それならば羅昭秋であるべきである。（2）「土地下請け〔転包〕合意」において、被告は、県の都市部に居住しており、耕作能力がないので、この事実を理由として、政策が変わらない間の長期にわたる耕作という期間で、原告は、2001年4月20日に新添村八社に戸籍転入し、注文側は、「中華人民共和国農村土地請負法」第41条に基づいて、上訴人と新たな請負関係を確立した。ゆえに一審判決の「代俊祥が農業税を納付した領収書は、原告2人の父と注文側に新たな請負関係が確立したことを証明することはできない」という認定は、誤りである。（3）一審において、被告は、権利侵害の事実を自認しているが、原判決は審理において言及しておらず、それゆえ、訴訟費用は被告が負担すべきである。一審は原告の請求を棄却したが、これは被告に偏ったものといえ、二審が上訴人の訴訟上の請求を支持するよう求める。

2 二審の事実と証拠

二審に審理期間に、当事者双方はいずれも、最高人民法院「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」の規定に適合する二審期間の新たな証拠を本院に提出しなかった。

四川省雅安市中級人民法院は、審理を経て、一審判決の認定事実は正確であり、これを確認することを明らかにした。

3 二審の判決理由

四川省雅安市中級人民法院は、上述の事実および証拠に基づいて、以下のよう考える。「農村土地請負法」第37条〈第1項〉では以下のように規定する。「土地請負経営権を下請負、賃貸、交換、譲渡その他の方式により流通させる場合、当事者双方は、書面による契約を締結しなければならない。譲渡方式で流通させるときは、注文側の同意を経なければならない。下請負、賃貸、交換その他の方式により流通させる場合は、注文側に届け出て記録に留めなければならない。」また、第41条では以下のように規定する。「請負側は、安定した農業以外の職業に従事し、または安定した収入源があるとき、注文側の同意を経て、土地請負経営権の全部または一部を農業生産・経営に従事する他の農家へ譲渡することができるが、その場合、当該農家が注文側と新たな請負関係を確立することとなり、原請負側と注文側の当該土地上の請負関係は終了するものとする。」「四川省農業請負契約管理条例」第20条では以下のように規定する。

「請負期間内において、注文側の同意を経れば、請負側は、土地請負契約を第三者に譲渡し、書面での譲渡合意を締結することができる。土地請負契約が一度譲渡されると、原請負側が土地請負契約に基づいて注文側と確定した権利、義務関係は、直ちに消滅し、第三者が注文側に土地請負契約を履行する。」

本案において、上訴人代俊祥、代俊彬は、その父である代盛貴と被上訴人羅昭秋が結んだ「土地下請け〔転包〕合意」が実は「土地譲渡合意」であると考えているが、しかし被上訴人羅昭秋が提出した1998年9月30日の榮經県人民政府が被上訴人へ発給した「土地請負経営権証書」に基づき、羅昭秋と榮經県復順鄉新添村八社は第2期土地請負期間においてなお土地請負関係にあり、双方の請負の権利義務も消滅していないことを証明している。確かに上訴人代俊祥、代俊彬は、その父と被上訴人羅昭秋が締結した「家屋売買契約」及び代俊祥が農業税を納付した領収書を提出したが、いずれも双方が「土地下請け〔転包〕合意」が実は土地「譲渡」合意を結ぶものであるとは証明できなかった。なおかつ、その父と被上訴人羅昭秋が締結した「家屋売買契約」において、双方とも家屋の売買に「土地譲渡」を条件とするような内容の約定はしていなかった。このため、一審判決では土地を下請け〔転包〕と認定して下した判決は正しいものである。上訴人代俊祥、代俊彬は、ここ3年外地でアルバイトをしており、土地を他人に耕作させているので、自主管理をしておらず、土地下請け〔転包〕契約の元請負人〔出包人〕である羅昭秋が土地耕作使用権を行使する権利を有する。上訴人代俊祥、代俊彬は被上訴人羅昭秋が春播き作物1季の損害300元を賠償するよう求めている訴訟上の請求に対して、上訴人代俊祥、代俊彬の上訴における主張を本院は支持しない。

4 二審の結論

四川省雅安市中級人民法院は、「中華人民共和國民事訴訟法」第153条第1項第(2)号の規定によって、以下のように判決する。

上訴を棄却し、原判決を維持する。

二審の事件受理费200元、その他の訴訟費300元、合計500元は、上訴人代俊祥、代俊彬が負担する。一審の事件受理费200元、その他の訴訟費300元、合計500元は、原判決に基づいて執行する。

(七) 担当裁判官による解説

本案は、典型的な土地流通〔流転〕紛争事件である。原告の父である李盛貴と被告羅昭秋は、家屋売買により土地請負経営権の流通〔流転〕を生んだとい

うことは、争いのない事実であり、双方の争いの焦点は、流通〔流転〕方式が下請け〔転包〕なのか譲渡なのかということである。原告は、家屋の購入に基づき条件を付した土地の譲渡であると主張し、被告は土地の下請け〔転包〕であると主張した。「民事訴訟法」第64条では「当事者は、自ら提出した主張について、証拠を提供する責任がある。」と規定する。最高人民法院「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」第2条では、「当事者は、自ら提出した訴訟上の請求の根拠となる事実又は相手方の訴訟上の請求に反駁する根拠となる事実について、証拠を提供して証明をする責任がある。当事者の事実の主張を証明するだけの証拠がない又は証拠が不足している場合は、举证責任を負う当事者が不利な結果を引き受けるものとする。」と規定する。本案において、代俊祥、代俊彬は、その父である代盛貴と被上訴人羅昭秋が結んだ「土地下請け〔転包〕合意」が実は「土地譲渡合意」であると考えたのであるから、証拠を提供して証明をしなければならないのであって、確かに代俊祥、代俊彬がその父と羅昭秋が結んだ「家屋売買契約」および上訴人代俊祥が農業税を納付した領収書を提供したが、しかしいずれも双方が「土地下請け〔転包〕合意」を実は土地「譲渡」合意であるしていたとは証明できなかった。なおかつ、その父と羅昭秋が締結した「家屋売買契約」において、家屋売買が土地の譲渡を条件とする内容であったという双方の約定もなかった。これに対して、羅昭秋は、1998年9月30日に榮経県人民政府が羅昭秋のために発給した「土地請負経営権証書」を提出したに基づき、羅昭秋と榮経県復順郷新添村八社が第2期土地請負期間はなお土地請負関係にあり、双方の請負の権利義務は消滅していないと証明した。このため、法院は土地が下請け〔転包〕関係であると認定して判決したのである。

II 解 説

1 当事者双方の主張

まず、原告は、一審において、①土地譲渡合意の有効を確認せよ、②原告の耕作権への侵害を停止せよ、③春播き作物1季の損害を賠償せよ、④食糧直接補償金300元を返還せよ、と主張した。これに対し被告は、①土地譲渡合意ではなく、下請け〔転包〕合意として有効、②合意書のタイトルも土地下請け〔転包〕合意、③関連機関が譲渡と認めてもいないし証書も発給されていない、④食糧直接補償費に関して原告は3年ずっと耕作していなかったので、取得す

る権利がない、ということを主張した。

一審では、①土地の下請け〔転包〕と譲渡の本質的な区別は、請負側と注文側において土地請負契約の権利義務関係が消滅するか否か、②名称の通りに意味を考えれば、原告2人の父である代盛貴と被告羅昭秋が結んだ「土地下請け〔転包〕合意」は、土地「下請け〔転包〕」行為であって、土地「譲渡」行為ではない、③「家屋売買契約」において家屋売買が土地譲渡を条件とするという内容を約定していない、④原告が農業税を納付した領収書は、原告と注文側に新たな請負関係が確立したことを証明することはできない、⑤県人民政府が被告のために発給した「土地請負経営権証書」は被告と注文側が土地請負関係にあり、双方の権利義務が消滅していないことを証明、ということから、原告敗訴の判決を下した。原告が上訴。

二審で原告は、①農業税納付証の領収書の名義が代俊祥であることによって原告がすでに新たな請負関係を確立したことを村民委員会が認めていると言い得る、②被告は、県の都市部に居住しており、耕作能力がないので、注文側は、「中華人民共和国農村土地請負法」第41条⁽¹⁾に基づいて、上訴人と新たな請負関係を確立した、③被告は、権利侵害の事実を自認している、と主張した。これに対し被告は、①新しい証拠はない、②「土地請負経営権証書」に基づき、なお土地請負関係にあり、双方の請負の権利義務も消滅していない、③農業税を納付した領収書で「譲渡」合意を結ぶものであるとは証明できなかった、④「家屋売買契約」において、双方とも家屋の売買に「土地譲渡」を条件とするような内容の約定はしていなかった、⑤上訴人代俊祥、代俊彬は、ここ3年外地でアルバイトをしており、土地を他人に耕作させているので、自主管理をしておらず、土地下請け〔転包〕契約の元請負人〔出包人〕である羅昭秋が土地耕作使用権を行使する権利を有する、ということを主張した。

本件は、物権としての土地請負経営権が移転しているか否かで下請けか譲渡かを区別するという事例であるといえる。

(1) 農村土地請負法41条 請負側は、安定した農業以外の職業に従事し、または安定した収入源があるとき、注文側の同意を経て、土地請負経営権の全部または一部を農業生産・経営に従事する他の農家へ譲渡することができるが、その場合、当該農家が注文側と新たな請負関係を確立することとなり、原請負側と注文側の当該土地上の請負関係は終了するものとする。

2 いわゆる農地の「流転」について

（1）問題の所在

① 農地の「流転」制度の推移

本件では農地の「流転」が主要な論点となっているが、農地の「流転」制度とはどのような制度であろうか。丁関良によれば、農地の「流転」制度の展開は、以下の4つの段階に分けられる⁽²⁾。

a) 法律と政策のいずれも認めていない段階（1978-1983年）

1970年代末から、中国の農村で農村土地請負制を実施して以来、多くの農民が農村土地請負経営権を取得したが、法律上一貫して土地使用権の「流転」を禁止しており、土地使用権を一種の商品とすることはできなかった。これは、1982年憲法の10条の規定や1982年の中共中央の1号文書「全国農村工作会议纪要」の規定からも見て取れる。

b) 政策は初歩的に開放したが法律では認めない段階（1984-1987年）

1984年の中共中央の1号文書である「1984年の農村工作の通知」をはじめとして、1986年には最高人民法院の「農村請負契約紛争案件の審理の若干の問題に関する意見」も出され、さらにいくつかの地方法規も出された。もっとも、この時期に認められていた「流転」は下請と譲渡のみである。

c) 法律で解禁され政策で規範化する段階（1988-2002年）

1988年の憲法改正後の10条4項に1988年の土地管理法の改正もならい、また旧農業法で13条2項も設けられた。特に注目に値するのは1995年の「国務院が転送する「農業部の土地請負関係の安定・改善意見に関する通知」の意見」であり、ここで「土地請負経営権の「流転」メカニズムを構築する」ことが明確に打ち出されており、そこでは土地の用途を変えないという前提で法による下請、譲渡、交換、出資、その他の合法的な権利と利益が保護されるとされている。また、これに関する地方法規も多数整備された。

d) 農村土地請負経営権の法律での規範化の段階（2003年以降）

2002年の農村土地請負法以降、法律の整備がすすめられ、2005年の農村土地請負経営権流通管理弁法によって、さらに全面的、体系的な法律による規範化がおこなわれることになり、ここに物権法等が加わりながら現在へつながっている。

（2） 丁関良『土地承包經營權基本問題研究』浙江大学出版社、2007年、175～178頁。

② 土地請負経営権の分類

孟勤国等によれば、農村土地の「流転」には、以下の4つの分類がある⁽³⁾。

a) 家族請負「流転」と非家族請負「流転」

この両者の区別は、土地請負方式の区別であり、農村土地請負法によれば、前者によるものを「家族請負方式」、後者によるものを「その他の方式」といって厳格に区別している。この区別は、物権法においても基本的に維持されており、例えば前者には抵当権の設定ができないが、後者にはできる⁽⁴⁾とされている⁽⁵⁾。

b) 初「流転」と再「流転」

この両者の区別は、「流転」を行う主体の区別であり、前者に場合は請負人が「流転」を行うが、後者の場合は、いわゆる転々「流転」ということになるので請負人ではないので一般に初「流転」よりも複雑性が増すといえる。そのほかにも、再「流転」の場合は、いくつかの制約を受けることになる。

c) 村内「流転」と村外「流転」

この両者の区別は、譲受人の身分による区別であって、「流転」が同一の農村経済組織内で行われるのか他の農村経済組織の主体がかかわるのかということである。法理論や法の中で、村内「流転」と村外「流転」という言い方をするわけではないが、実際には村内「流転」も村外「流転」も普遍的に見られるものであり、農村土地請負経営権流転管理弁法の35条によれば、「流転」させるのが村内の人なのか村外の人なのかということを下請と賃貸の区別の基準としているのである。そのほかにも、村外「流転」の場合には、いくつかの制約を受けることになる。

d) 一部「流転」と全体「流転」

この両者の区別は、文字通り土地の一部を「流転」させるのか、全部を「流転」させるのかということであり、農民と土地との関係を完全に切斷するのか否かという違いがある。

③ 現行法の下での農地の「流転」の形式

農地の「流転」に関する現行法には、中央の法律法規に限っても、物権法

(3) 孟勤国等『中国農村土地流転問題研究』法律出版社、2009年、58～63頁。

(4) 物権法128条、180条および184条参照。

(5) この区別は裁判実務においてもなされている。詳細は、長友昭「中国における農村土地請負経営権の主体性と権利性 2 契約書の分析を通して」『中国研究月報』60巻12号、2006年参照。

（2007）、農村土地請負法（2002）、最高人民法院「農村土地請負にかかる紛争案件の審理における法適用問題に関する解釈」（2005）、農村土地請負経営権流通管理弁法（2005）、農村土地請負経営権証管理弁法（2005）、農村土地請負経営権紛争調停仲裁法（2009）などがある⁽⁶⁾。これに各地の地方法規が加わるが、上述の土地請負経営権の分類も踏まえうえて現行法を分析すると、そこにおいて規定される農地の「流転」の形式は、以下の通りである。

a) 下請け〔転包〕

土地請負経営権者が自己の請け負う土地の請負期間内の全部又は一部を他の農家の耕作に移転するものであり、物権関係は移転せず、債権関係が移転するものである（物権法128条、農村土地請負法32、37条）。

b) 交換〔互換〕

同一集団経済組織内部の異なる土地請負経営権者がそれぞれの土地請負経営権の相互取引を行うものであり、目的物を土地請負経営権とし、権利義務の内容は変更しないで相互に権利を移転する（物権法128条、農村土地請負法40、37条、農村土地請負経営権流通管理弁法17条）。

c) 譲渡〔転讓〕

請負経営権者が法により土地請負経営権の全部又は一部を譲受人に移転するという、典型的な取引方式である（物権法128条、農村土地請負法41、37条、農村土地請負経営権流通管理弁法35条）。

d) 賃貸〔出租〕

土地請負経営権者が賃貸人として自己の請け負う土地を一定の期間内で他の者に貸し出して農業生産に従事させ、なおかつ賃料を取る行為であり、権利の帰属は変化しない、債権的な利用方式であり、物権法に列挙されてはいないが合法と解するべきとされている（物権法に明文規定なし、128条の「等」、農村土地請負法32、37条）。

ここで下請けと賃貸との異同が問題となるが、ある地方の例として、下請けが基本的に同一集団に属する人の間での「流転」であるのに対し、賃貸は他の集団に属する人への「流転」において用いられると説明されている⁽⁷⁾。

e) 出資〔入股〕

（6） 王利明『物権法研究〔修訂版〕下巻』中国人民大学出版社、2007年、79～88頁参照。なお、物権法については小口彦太＝長友昭「中華人民共和國物権法」『早稲田法学』82巻4号、2007年も参照。

（7） 王宗非 主編『農村土地承包法釈義與適用』人民出版社、2002年、104頁。

土地請負経営権者が出資者として合作社又は会社等の法人組織に参加するものであるが、当該企業等が経営不振に陥って当該権利が競売等に供されても、その買受人も土地を費農業党とに使用してはならないとされる（物権法128条、農村土地請負法41、37条、農村土地請負経営権流通管理弁法35条）。

f) その他

例えば、権利利益の相続があり、これは本件の原告が当事者適格を有するかもかわる。まず、家族請負地については、物権法に明文の規定はなく、抵当につき184条で不可能とする規定があるのみで、農村土地請負法31条の規定によって認められている。また、「四荒」土地⁽⁸⁾については、やはり物権法に明文の規定はなく、抵当につき180条で可能とし、農村土地請負法50条で認められている。

④ 流通「流転」される権利の内容

流通「流転」される権利については、「物権法」は、それぞれの状況で、土地請負経営権の流通について規定した。一般的な土地請負経営権の流通は、その流通は「農村土地請負法」の規定によらなければならない、下請け「転包」、交換、譲渡等の方式で流通させる。流通の期間は、請負期の残りの期間を超えてはならず、（「物権法」第128条）入札、競売及び公開の取引の方式で取得した土地請負経営権は、「農村土地請負法」等の法律及び国务院の関連規定によって、その土地の請負経営権は譲渡、出資、抵当またはその他の方式で流通させることができる（「物権法」第133条）。これらの規定に基づき、土地請負経営権者は、法により土地請負経営権を流通させる権利を有する⁽⁹⁾」としている。なお、賃貸権、出資についても可能としている⁽¹⁰⁾。

また、譲渡制限について、「土地請負経営権は、相続、賃貸、交換、譲渡をすることができる。「物権法」第128条の規定によれば、土地請負経営権についてこれらの行為をなす際には、「農村土地請負法」の規定によらなければならない。このほか、ここにいう「譲渡」は、抵当に出すことができることを含ま

(8) 国务院弁公庁の規定（国弁発〔1996〕23号、国弁発〔1999〕102号および農村土地請負法（46条）によれば、「四荒」土地とは、農村集団所有の荒れた山、溝、丘、砂州「荒山、荒溝、荒丘、荒灘」等のことであり、一般に自然条件が悪く開発利用が難しい土地であって、さまざまな点で家族請負地とは異なる扱いがなされている。前掲注（7）書、113～130頁参照。

(9) 梁慧星＝陳華彬『物権法〔第4版〕』法律出版社、2007年、266頁。

(10) 前掲注（9）書、266頁。

ない。ただし、国有又は集団所有の荒山、荒地等に競売方式で設定した土地請負経営権は除く。土地請負経営権の譲渡の際、譲受人は、農業生産経営に従事する者に限られる⁽¹¹⁾とされている。すなわち、「四荒」などに設定された「その他の形式」の土地請負経営権については抵当権を設定することができるが、家族請負形式の土地請負経営権には原則として抵当権を設定できないということである。

（2）農地の「流転」制度改革の動向

① 重慶モデル

近時の改革の動向として、重慶市の「重慶モデル」と呼ばれるものがあげられる⁽¹²⁾。

ここで重慶モデルとは、「重慶市工商行政管理局の市の第3次党代表会議の精神の実行を全面的に貫徹し重慶の都市と農村の統一的発展に服務することに関する実施意見」（2007年6月29日公布、同年7月1日施行）という政策（以下「2007年17号意見」）に基づくプロジェクトである。これは重慶市と四川省における都市と農村の統一的発展に関する国家プロジェクトである。この政策の核心は、2007年17号意見の16条である。すなわち、

「三、農村の労働力の移動と近代農業の発展を大いに支持し、社会主義新農村建設を積極的に推進する

16. 農村土地流通の新モデルの模索を支持する。農村土地請負期間内で土地の用途を変更しないという前提の下、農村土地請負経営権を出資して農民專業合作社を設立することができるものとし、区県人民政府の許可を得て、条件が成熟した地区において、農村土地請負経営権を出資して有限責任会社および独資、パートナーシップなどの企業を設立する試験点業務を展開し、土地の集約、規模的経営を積極的に推進し、農民の組織化の程度を高め、近代農業の発展を加速させる。」

というものである。

この2007年17号意見には、重慶市工商行政管理局による解説（2007年7月13

(11) 前掲注（9）書、263頁。

(12) 詳細は、長友昭「中国物権法の下での「農民の保護」論と農地の権利移転について——重慶市における土地請負経営権の権利移転実験モデルの検討」『農業法研究』44号、2009年参照。

日)がある。それによれば、農民專業合作社または有限責任会社などの企業に土地請負経営権を出資するという形で、土地の集約化をはかり、大規模経営を行うというものである。なお、有限責任会社とは、中国の会社法〔公司法〕における会社類型で、日本における株式会社と（旧）有限会社との関係が中国における株式有限会社、有限責任会社の関係に相当する。すなわち、小規模な会社として、株式有限会社に比して後述のような制約を受ける。

ここで、2007年17号意見の「条件が成熟した地区において」という文言の解釈が問題となる。つまり、どのような条件を満たせば有限責任会社を設立できるのだろうか。これについては「重慶市工商行政管理局弁公室の農村土地請負経営権を出資して設立する会社の登記に関連する問題に関する通知」（2007年7月20日公布）で基本的な要件が示されている。そして、この通知にも政府による解説がある。まず「会社の形式に関する規定の主旨は、試験点という形式であることを明確にし、「みんなでいっせいにやる」ことを防ぐことにある。土地請負経営権を出資して会社を設立する試験点業務は、まさに始まったばかりの段階にあり、会社形式の選択においては、穏当、抑制、秩序的であることを原則とする。」とされ、会社形式を一般化するものではないことが分かる。2007年17号意見に基づいた有限責任会社が実際に設立されていると報じられているが、その設立に「区県人民政府の許可を得」必要があることを考えると、少なくとも「いっせいに」有限責任会社が増えるとは思えない。

同様に、会社の「目的の範囲に関する規定の主旨は、会社の目的が農を主とすることを明確にし、土地の用途を統御し、8項目の基本的要求における第2、4項目で登記の関門とするのである。」としている。これは会社設立の登記に「土地の用途を変更しない」と「選択する産業プロジェクトの見通しが良好である」という実質的審査項目を含むことを明言するものである。

また、「会社法の規定に基づくと、農村土地請負経営権を出資して設立する会社には、法的な障害が存在する。その1つは、株主の人数の問題である。1つの村の村民は、往々にして100や1000にもなるので、有限会社の株主50人という法定の上限を容易に超えてしまうのである。」これに関する政府の実態調査では、主にC区S村の農民で構成するZ会社は、実際の株主は912戸だが、25名の農民が株主代表として、1会社法人と合わせて登記株主となっている。土地の換価金などは、登記・非登記を問わず平等に扱われているようだが、非登記の株主というのはいわばヤミ株主であり、今後も法的に保護されるのか疑問であるとしている⁽¹³⁾。

このモデルについては、学界からもいくつかの疑問が呈されている⁽¹⁴⁾。

また、この重慶モデルがはらむ以上のような問題を解決するために、農事株式会社を設立すべきなどという立法論も出されたりしており、こちらの改革の試みも注目に値する⁽¹⁵⁾。

3 むすびにかえて

本件は、物権としての土地請負経営権が移転しているか否かで下請けか譲渡かを区別するという事例であるが、とはいえ、タイトルとしての権利の名称だけでなく、権利の実態にも踏み込んで審理している。物権法の制定によって、権利のタイトルは出揃ったといえるが、それが法的に実現される過程の構築はこれからである⁽¹⁶⁾。本件を参考に、他の事例も検討する必要がある、それが今後の課題と言える。また、そもそも農村での権利の実態がどのようになっているかを明らかにする必要もある。例えば、本件のように、登記がない中での権利証はどのような意義を持つのか。物権法の中に登記に関する規定は設けられたが、いまだに全国的な登記が整備される様子はなく、取引実務上は権利証が重要な意味を持つようであるものの、その法的位置づけは明らかではない。また、農地では、都市の土地とは異なり、そもそも登記が物権の効力発生要件とはなっていないため、さらに問題は複雑である。この点については、中国人研究者による実態調査研究⁽¹⁷⁾も進みつつあるので、こちらにも目を配る必要がある。

(13) 市委農工委＝市政府農弁「重慶新農村重慶市農村土地流転問題的調查與思考（三）」2007年。

(14) たとえば孫江＝李軍波「試論農地承包經營權轉包的法律本質及其法律規制」『復印報刊資料（民商法学）』2009年9期，64頁以下参照。

(15) たとえば李東俠＝郝磊「土地承包經營權入股公司問題的Legal分析」復印報刊資料（民商法学）』2009年7期，96頁以下参照。

(16) たとえば2009年6月27日に採択され、2010年1月1日から施行された農村土地請負經營紛争調停仲裁法の制定は、その一例である。

(17) 孟勤国等『中国農村土地流転問題研究』法律出版社，2009年など。